首長の多選問題に関する調査研究会(第5回)議事要旨

- 1 日 時 平成19年5月18日(金)10:30~12:50
- 2 場 所 総務省8階801会議室
- 3 出席者(敬称略)

座長 高橋和之(明治大学法科大学院教授)

座長代理 岩崎美紀子(筑波大学大学院人文社会科学研究科教授)

金井利之(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

斎藤 誠(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

只野雅人(一橋大学大学院法学研究科教授)

横道清孝(政策研究大学院大学教授)

- 4 議 題
 - •報告書(案)協議
- 5 議事の概要
 - (1) 事務局から、
 - ① 第4回研究会議事要旨
 - ② 報告書骨子(案)

などについて説明が行われた。

- (2) その後、各構成員から種々の意見が出されたが、概ね次のとおりの方針で報告書 を取りまとめていくこととされた。
 - 人間の権利、自由を保障するため権力を制限するという立憲主義の考え方からすると、法律によって首長の多選制限をすることは、必ずしも憲法に違反するとは言えないという意見が大勢であったので、そのような方向で報告書の案文を調整していく。
 - 制限期数については、1期の長さにもよるが、1期限りとすることは選挙人が長の実績に対して判断する機会を一切奪うことになるので、憲法上問題があるのではないかという意見が大勢であったので、そのような方向で報告書の案文を調整していく。
 - 多選制限の対象となる首長の範囲については、全ての地方公共団体の長を対象としても、都道府県知事など一部の長に対象を限定しても、可能であろうとの意

見が大勢であったので、そのような方向で報告書の案文を調整していく。

- 〇 制限の法形式については、法律で一律に定める場合、又は一定程度条例に委ねる場合が、それぞれ考えられるとの意見が大勢であったので、これを前提に、報告書の案文を調整していく。
- その他の部分を含め、報告書の内容については、最終的な取りまとめまでに詳細を詰めていく。

(文責:事務局)